

## 自動車損害共済事務取扱要項

### 目 次

I 共済委託手続きの概要	141
II 新規申込み手続き	141
1. 新規申込み	141
2. 委託申込み単位	141
3. 新規申込み手続きの要領	141
(1) 車両共済、対物損害賠償共済、対人損害賠償共済の申込み手続き	141
(2) 車両共済の取付機器申込み手続き	150
III 契約内容変更手続き	152
1. 契約内容変更	152
2. 内容変更手続の要領	152
3. 取付機器明細の変更	152
4. 内容変更承認裏書	153
IV 解約手続き	154
1. 解約	154
2. 解約手続の要領	154
V 継続申込み手続き	155
1. 継続申込み	155
2. 継続申込みの要領	155
VI 共済基金分担金	156
1. 分担金額の算出	156
2. 分担金基率表	159
3. 分担金早見表	162
4. 分担金の納付方法	170
VII 共済金（見舞金）請求手続き	171
1. 共済金（見舞金）の支払請求	171
2. 共済金請求事務処理手続き	171
(1) 自動車事故発生の報告	171
(2) 事故処理	171
(3) 共済金請求と給付	171

3. 共済金（見舞金）請求に必要な書類一覧 .....172

自動車損害共済に関する質疑・回答集 .....176

## ＜自動車損害共済事務取扱要項＞

### I 共済委託手続きの概要

共済委託の手続きについては、「建物災害共済事務取扱要項」に準じております。

### II 新規申込み手続き

#### 1. 新規申込み

新規申込みとは、自動車の購入等で新たに共済契約を申込み場合の手続きです。

本会ホームページから所定の必要事項を入力し、申込みするとともに、インターネット契約システム画面から印刷した申込総括書に委託団体長印を押印のうえ、当該申込み契約の共済期間開始日の前日迄に都道府県町村会に必着するよう提出して下さい。

#### 2. 委託申込み単位

共済委託申込みは、整理番号で管理できるようになっております。

[契約イメージ]

整理番号	承認証番号	車種
001	1120111111	カローラ
	1120222222	セレナ
	1120333333	プリウス
	1120444444	ハイエース
002	1120555555	ジムニー
	1120666666	アルト
	1120777777	スーパーカブ

#### 3. 新規申込み手続きの要領

##### (1) 車両共済、対物損害賠償共済、対人損害賠償共済の申込み手続き

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にして下さい。

ここでは、各入力項目の説明をいたします。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

#### 第8章 自動車損害共済 契約申込処理

##### 8. 1 契約申込処理

##### 8. 1. 2 ステップ1-2 (1) (申込入力) 新規・追加・変更・解約

##### ◆新規申込

## ＜自動車損害共済事務取扱要項＞

### I 共済委託手続きの概要

共済委託の手続きについては、「建物災害共済事務取扱要項」に準じております。

### II 新規申込み手続き

#### 1. 新規申込み

新規申込みとは、自動車の購入等で新たに共済契約を申込み場合の手続きです。

本会ホームページから所定の必要事項を入力し、申込みするとともに、インターネット契約システム画面から印刷した申込総括書に委託団体長印を押印のうえ、当該申込み契約の共済期間開始日の前日迄に都道府県町村会に必着するよう提出して下さい。

#### 2. 委託申込み単位

共済委託申込みは、整理番号で管理できるようになっております。

[契約イメージ]

整理番号	承認証番号	車種
001	1120111111	カローラ
	1120222222	セレナ
	1120333333	プリウス
	1120444444	ハイエース
002	1120555555	ジムニー
	1120666666	アルト
	1120777777	スーパーカブ

#### 3. 新規申込み手続きの要領

##### (1) 車両共済、対物損害賠償共済、対人損害賠償共済の申込み手続き

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にして下さい。

ここでは、各入力項目の説明をいたします。

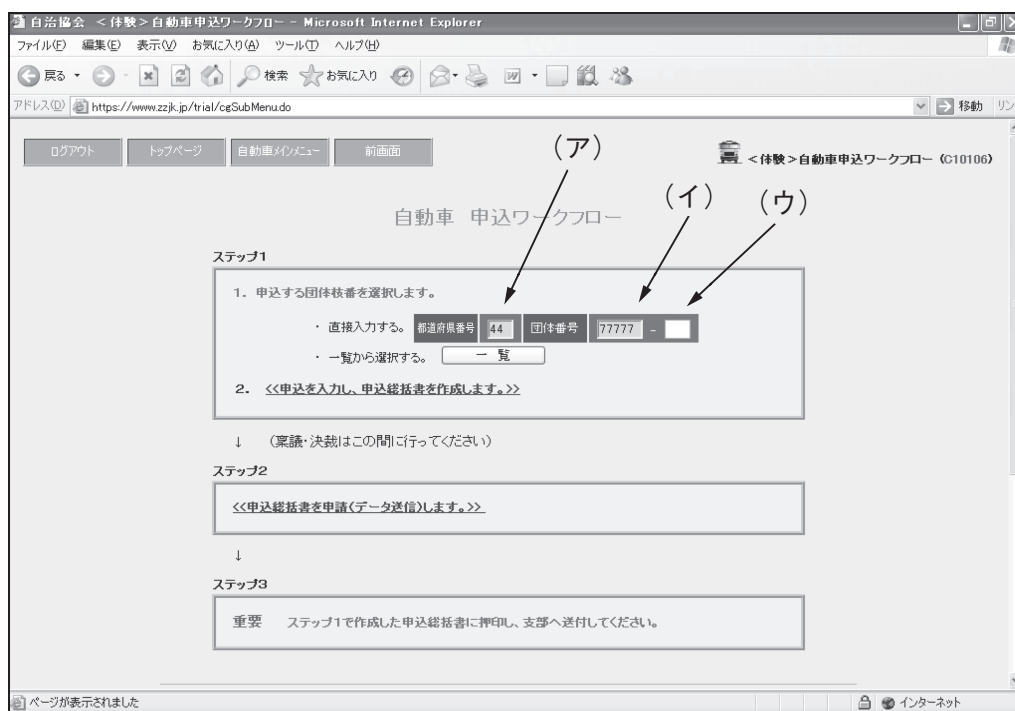
※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

#### 第8章 自動車損害共済 契約申込処理

##### 8. 1 契約申込処理

##### 8. 1. 2 ステップ1-2 (1) (申込入力) 新規・追加・変更・解約

##### ◆新規申込



(ア) 「都道府県番号」欄

本会にて2桁の都道府県番号を指定しております。

(イ) 「団体番号」欄

本会にて5桁の団体番号を指定しております。

(ウ) 「団体枝番」欄

団体内で会計別や管理部署等で区分して管理する場合、01～50までの枝番を設定することができます。

[例]

都道府県番号	団体番号	団体枝番	団体名 (枝番名)
1 3	1 9 8 0 7		永田町
1 3	1 9 8 0 7	0 1	永田町 (水道事業会計)
1 3	1 9 8 0 7	0 2	永田町 (町立病院)

新規申込を行う車両の情報を入力します。

基本情報	
都道府県番号	01
団体番号	19003 - 00
整理番号	<input type="text"/> ※半角数字3桁 <span>一覧表から選択</span>
車両情報	
共済期間	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 16時 ~ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 16時 <span>過去契約の転記</span>
自動車登録番号等	<<ナンバープレートのある車両はこちら>> <span>?</span> <input type="text"/> (登録番号 漢字) ※全角6文字以内(例:品川 㐀) <input type="text"/> - <input type="text"/> (登録番号 数字) ※半角9文字以内 - 半角5文字以内 (英小文字を除く) <<ナンバープレートの無い車両はこちら>> <input type="text"/> (車台番号) ※半角14文字以内 (英小文字を除く)
車名	<input type="text"/> ※半角20文字以内 (英小文字を除く)
用途	<input type="text"/> ※半角数字2桁 <span>用途選択</span>
製造年次	(西暦) <input type="text"/> 年 <span>?</span>
取得年月	(西暦) <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <span>?</span> <span>和暦から選択</span>
取得価額	<input type="text"/> 万円 <span>?</span> ※半角数字5桁以内
車両見積額	<input type="text"/> 万円 <span>?</span> ※半角数字5桁以内 <span>取得価額から車両見積額を算出する</span>
車両責任額	<input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="text"/> 万円 <span>?</span> ※半角数字5桁以内 <span>車両見積額と同額にする</span> <input type="radio"/> 未加入
対物責任額	<input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="text"/> 万円 <span>?</span> ※100万円以上100万円単位 1000万円超は無制限 <input type="checkbox"/> 無制限 <input type="radio"/> 未加入
対人責任額	<input checked="" type="radio"/> 加入 <input type="text"/> 万円 <span>?</span> ※2000万円以上1000万円単位 15000万円超は無制限 <input type="checkbox"/> 無制限 <input type="radio"/> 未加入
契約書区分	借上 <input type="text"/> 特定借上 <input type="text"/> <span>?</span>
メモ情報	<input type="text"/> ※全角20文字以内
取付機器数	<input type="text"/> <span>取付機器を入力する</span> <span>?</span>

入力内容の確認へ進む

## (エ) 「整理番号」欄

団体が契約を分類管理するための番号です。任意に3桁の番号(001~999)を設定できます。

## (オ) 「共済期間」欄

物件ごとに共済委託する期間の始期と終期を西暦年号にて設定して下さい。

(注) 共済の責任期間は、共済期間の初日の午後4時(16時)に始まり、最終日の午後4時(16時)に終わります。

共済期間が1ヵ年でない場合、分担金は月割計算となります。この場合、初日の16時から翌月以降の応答する日の16時をもって1ヵ月としますが、初日が月の末日の場合は、応答する月の末日をもって応答日といたします。

共済期間（月数）の計算例

共済期間		期 間 (月 数)	備 考
始期日	終期日		
4月1日	5月1日	1カ月	1カ月
4月1日	4月15日	1カ月	15日
4月1日	5月2日	2カ月	1カ月1日
4月30日	5月31日	1カ月	始期日が月の末日
1月31日	2月28日	1カ月	(平年)
1月31日	2月29日	1カ月	(閏年)

(カ)「自動車登録番号」欄

①車検証の登録番号（ナンバープレート）等になります。

ナンバープレート

熊本 500 た 11-11
-------------------

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号
熊本 500 た 1111



システム入力欄

熊本 た
------

(登録番号漢字)

500	-	1111
-----	---	------

(登録番号数字)

②ナンバープレートを付けていない無登録自動車（構内車等）は、車台番号（フレームナンバー）を14文字以内で設定して下さい。

なお、14文字以内に車台番号が納まらない場合は、「-」以下の数字を優先して設定して下さい。

システム入力欄

RA53-123456
-------------

(車台番号)

## (キ)「車名」欄

トヨタ等の会社名を除いて、カロラ、クラウン等の車名をカタカナにより20字以内で設定して下さい。

## (ク)「用途」欄

自動車の車種・用途など、車体の形状から本会所定の用途コード表の用途コードを設定するものです。

車種・用途は、陸運局登録車は自動車検査証、原付自動車・小型特殊自動車は標識交付証明書でご確認下さい。

また、車種・用途に基づき基率を設定しますので十分確認願います。

適用基率車種	車 種	車種分類番号	用 途	用途コード
自家用貨物車	普通貨物自動車	1 10 ~ 19 100 ~ 199 1AA ~ 1ZZ 10A ~ 19Z 1A0 ~ 1Z9	普通貨物	10
	小型貨物自動車	4 40 ~ 49 400 ~ 499 4AA ~ 4ZZ 40A ~ 49Z 4A0 ~ 4Z9	小型貨物	40
乗合自動車	営業用乗合自動車	2 20 ~ 29 200 ~ 299 2AA ~ 2ZZ 20A ~ 29Z 2A0 ~ 2Z9	営業用乗合	20
	自家用乗合自動車		自家用乗合	21
自家用乗用車	普通乗用自動車	3 30 ~ 39 300 ~ 399 3AA ~ 3ZZ 30A ~ 39Z 3A0 ~ 3Z9	普通乗用	30
	小型乗用自動車	5 50 ~ 59 500 ~ 599 5AA ~ 5ZZ 50A ~ 59Z 5A0 ~ 5Z9 7 70 ~ 79 700 ~ 799 7AA ~ 7ZZ 70A ~ 79Z 7A0 ~ 7Z9	小型乗用	50
消防自動車	特種用途自動車	8 80 ~ 89 800 ~ 899 8AA ~ 8ZZ 10A ~ 19Z 1A0 ~ 1Z9	消 防	80
特殊用途車	特種用途自動車	8 80 ~ 89 800 ~ 899 8AA ~ 8ZZ 80A ~ 89Z 8A0 ~ 8Z9	救 急 塵 芥 ふ ん 尿 そ の 他 特 種	81 82 83 89
	大型特殊自動車	0 00 ~ 09 90 ~ 99 000 ~ 099 900 ~ 999 9AA ~ 9ZZ 90A ~ 99Z 9A0 ~ 9Z9	ブル・ドーザー	90

(注) 小型貨物40は軽自動車の四輪貨物06と間違いやすいので注意して下さい。



(自動車損害共済事務取扱要項)

適用基率車種	車 種	車種分類番号	用 途	用途コード
特殊用途車	大型特殊自動車	9 90 ~ 99 000 ~ 099 900 ~ 999 9AA ~ 9ZZ 90A ~ 99A 9A0 ~ 9Z9	ロード・ローラー	91
		0 00 ~ 09 90 ~ 99 000 ~ 099 900 ~ 999 0AA ~ 0ZZ 00A ~ 09Z 0A0 ~ 0Z9	その他大型特殊	99
	小型特殊自動車	なし	その他小型特殊	09
軽自動車	軽自動車 (660cc以下) (二輪の自動車を 除く。)	0 80 ~ 89 800 ~ 899 8AA ~ 8ZZ 80A ~ 89Z 8A0 ~ 8Z9	特 種 用 途	01
		3	三 輪	03
		6 66 40 ~ 49 400 ~ 499 4AA ~ 4ZZ 40A ~ 49Z 4A0 ~ 4Z9	四 輪 貨 物	06
		8 88 50 ~ 59 500 ~ 599 5AA ~ 5ZZ 50A ~ 59Z 5A0 ~ 5Z9	四 輪 乗 用	08
三輪自動車	三輪貨物自動車	6 60 ~ 69 600 ~ 699 6AA ~ 6ZZ 60A ~ 69Z 6A0 ~ 6Z9	三 輪 貨 物	60
	三輪乗用車	7 70 ~ 79 700 ~ 799 7AA ~ 7ZZ 70A ~ 79Z 7A0 ~ 7Z9	三 輪 乗 用	67
二輪自動車	小型二輪自動車 (251cc以上)	なし	小 型 二 輪	70
	軽二輪自動車 (126cc~250cc)	1	軽 二 輪	71
	原動機付自転車 (50cc~125cc)	なし	原 付	75

○特種用途自動車

人又は物の運送以外の工作又は作業等を主たる目的とし、使用目的遂行に必要な特殊な構造装置を固定的に具備するもので、表中の救急車等の他、自動車損害賠償保障法施行令に定める散水自動車、霊きゅう車、同規則に定める工作自動車、図書館自動車等

○大型特殊自動車

①次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの

- 1) ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビ

ライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマー、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

2) 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

②ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

○小型特殊自動車

上記の①に掲げる自動車であって、自動車の大きさが長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、高さ2.80メートル以下に該当するもののうち最高速度15キロメートル毎時以下のもの

上記2)に掲げる自動車であって、最高速度35キロメートル毎時未満のもの

○電気自動車

自動車検査証又は標識交付証明書等で車種・用途をご確認下さい。

○スノーモービル

排気量660cc超～2000ccは小型乗用自動車（用途コード50）

排気量125cc超～660ccは軽自動車の四輪乗用（用途コード08）

排気量125cc以下は原動機付自転車（用途コード75）

(ケ)「製造年次」欄

自動車検査証の初年度登録年月を西暦に換算し設定して下さい。

(コ)「取得年月」欄

新車、中古車を問わず当該車両を取得した年月を西暦年号で設定して下さい。

(サ)「取得価額」欄

①新車、中古車を問わず当該車両を取得した購入価額を設定して下さい。

②取得価額には消費税を含みますが、登録手数料等は除いて下さい。

③車両を無償又は特別な低廉価額で取得した場合若しくは不明の場合は、取得時における当該車両の一般的な市場価額（自動車価格月報等を参考）を取得価額として下さい。

④リース車両はリース代金ではなく、③と同様に一般的な市場価額を取得価額として下さい。

⑤通常の自動車の付属品と見られない機器（除雪器具、無線機、スピーカー等）を取付けた価額を含めて取得価格とする場合は、取付機器名を別途申込む必要があります。

○取得価額について

取得（購入）価額の1万円未満を切捨て、万円位は、5万円単位で切捨てるか、切り上げるかのどちらかを選択して、設定して下さい。（二輪自動車（原動機自転車を含む。）は1万円単位。以下同じ。）

〔例〕 購入 価 額	(1万円未満切捨て)	取得価額
103万6千円	→ 103万円	→ { 105万円 (5万円単位で切上げ) 又は 100万円 (5万円単位で切捨て)
109万9千円	→ 109万円	→ { 110万円 (5万円単位で切上げ) 又は 105万円 (5万円単位で切捨て)

(シ)「車両見積額」欄

上記(サ)により設定した取得価額に、取得年月から共済期間始期までの経過年数に対応する車両見積額算出係数を乗じて得た額となります。

その際、車両見積額算出係数を乗じて得た額の1万円未満は切捨て、1万円から5万円までを5万円に、6万円から10万円までを10万円として車両見積額を設定して下さい。なお、二輪自動車は1万円単位となります。

また、車両見積額が基準共済責任額に満たない場合は、基準共済責任額（次頁参照）をもって当該車両見積額として下さい。

〔例〕

取得価額	係数	(1万円未満切捨て)	車両見積額
105万円	× 0.85	= 89万2,500円	→ 89万円 → 90万円

①乗合自動車及び消防自動車ならびに特殊工作車は年間10%、それ以外の乗用車等においては年間15%とする。なお、30%以下は逡減しないものとする。

②自動車を取得した後、大規模な改修が行われたり、特別の装備が加えられたなど、その車両の価額が著しく増加したと認められるとき又は消防自動車等で特別の理由により経年による減価損を差引き算出した車両見積額が低きに失すると認められるときは、適正価額を見積り、これを車両見積額とすることができます。



車両基準共済責任額は、下表のとおりです。

車 両 種 別	用 途 コ ー ド	基準共済責任額
自 家 用 貨 物 車	10, 40	20万円
自 家 用 乗 用 車	30, 50	
消 防 自 動 車	80	
特 殊 用 途 車	81, 82, 83, 89, 90, 91, 99, 09	
乗 合 自 動 車	20, 21	30万円
軽自動車 (三輪自動車を含む)	01, 03, 06, 08, 60, 67	5万円
二輪自動車 (原動機付自 転車を含む)	70, 71, 75	3万円

(七) 「対物責任額」欄

対物責任額は、一事故において本会が支払責任を負う最高限度額です。

基準となる共済責任額は100万円です。この基準額を超える共済責任額とする場合は、100万円単位で設定して下さい。

なお、1,000万円を超える共済責任額とする場合は、「対物責任額無制限」となります。

(ソ) 「対人責任額」欄

対人責任額は、被害者1名あたりに本会が支払責任を負う最高限度額です。

基準となる共済責任額は2,000万円です。この基準額を超える共済責任額とする場合は、1,000万円単位で設定して下さい。

なお、15,000万円を超える共済責任額とする場合は、「対人責任額無制限」となります。

(タ) 「契約書区分」欄

①借上欄

リース車両等借り上げ車の場合は、「借上」欄を「有」に設定して下さい。

また、賃貸借契約書(写)を総括書とともに都道府県町村会に提出して下さい。なお、車検証の使用者欄が委託団体の場合は、賃貸借契約書(写)に代わり、車検証(写)を提出することができます。

②特定借上欄

消防団員の所有車両について、消防活動の間のみ委託団体が臨時に借り上げて使用する場合は「特定借上」に該当しますので、「特定借上」欄を「有」に設定して下さい。

また、賃貸借契約書(写)を総括書とともに都道府県町村会に提出して下さい。

(チ) 「メモ情報」欄

団体担当者の管理用にご自由に入力できます。(入力は任意です。)

(2) 車両共済の取付機器申込み手続き

自動車に通常の付属品と見られない機器（除雪機、無線機、スピーカー等）を取付け、その価額を取得価額に含めて車両共済を申込み場合は、取付機器名をあわせて申込む必要があります。なお、消防自動車の消火機器や緊急車の赤色灯等は通常の付属品とします。

入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にして下さい。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

第 8 章 自動車損害共済 契約申込処理

8. 1 契約申込処理

8. 1. 5 入力補足機能

◆取付機器入力

車両情報					
郵便番号	団体番号	承認証番号	整理番号	物件番号	自動車登録番号等
14	99999 - 00	-	001	45	東品川 200-594

明細番号	取付機器名
01	無線機一式
02	
03	
04	
05	
06	
07	
08	
09	
10	

(ツ) 「取付機器名」欄

取付ける機器の名称を15文字以内で設定して下さい。

なお、取付機器は1車両につき10機器以内にまとめて下さい。

### Ⅲ 契約内容変更手続き

#### 1. 契約内容変更

契約内容変更とは、共済委託契約締結後において、当該共済期間中に承認証に記載された契約内容に変更が生じる場合に、該当する契約内容を変更する手続きのことをいいます。

本会ホームページから所定の必要事項を入力し申込みするとともに、インターネット契約システム画面から印刷した申込総括書に委託団体長印を押印のうえ、契約内容を変更する事由が発生した30日以内に都道府県町村会に必着するよう提出して下さい。

本会は申込総括書を受理した後、内容を審査し、承認後「内容変更承認裏書」を送付いたします。

納付分担金に過不足が生じた場合は、「分担金額通知書兼請求書」にて通知いたします。

#### 2. 内容変更手続の要領

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にして下さい。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

##### 第8章 自動車損害共済 契約申込処理

##### 8. 1 契約申込処理

##### 8. 1. 2 ステップ1-2 (1) (申込入力) 新規・追加・変更・解約

##### ◆内容変更

#### 3. 取付機器明細の変更

(1) 既契約の車両に新たに機器を取付ける場合又は既契約取付機器の他に新たに機器を取付ける場合は内容変更になります。内容変更の既契約車両の車両情報から「取付機器を入力する」を選択し、新たに取付ける機器名を入力し、新たに取付ける機器を含めた車両取得価額・車両見積額・車両責任額に変更して下さい。

(2) 既契約の車両の取付機器のうち、一つを取り外してその機器を抹消する場合は、内容変更の既契約車両の車両情報から「取付機器を入力する」を選択し、該当する取付機器の「解約」欄にチェックを入れ、抹消した取付機器を差引いた車両取得価額・車両見積額・車両責任額に変更して下さい。

(3) 既契約の車両の取付機器全てを取り外して、その機器を抹消する場合は、内容変更の既契約車両の車両情報から「取付機器を入力する」を選択し、契約のある取付機器の「解約」欄全てにチェックを入れ、抹消した取付機器を差引いた車両取得価額・車両見積額・車両責任額に変更して下さい。

- (4) 承認証に添付の明細書に記載されてある機器名を変更する場合は、内容変更の既契約車両の車両情報から「取付機器を入力する」を選択し、該当する機器名に変更して下さい。

#### 4. 内容変更承認裏書

- (1) 上段は変更前の契約内容で、下段は変更後の内容になります。
- (2) 過不足分担金は変更前の契約内容と変更後の契約内容により、次の計算方法により算出したものです。マイナス表示の場合は過剰額となります。

$$\text{過不足分担金} = \text{変更後契約の分担金} - (\text{変更前契約の分担金} - \text{変更前契約の既経過分担金})$$

- (3) 発行済の承認証に添付して保管して下さい。共済金請求書等に添付の場合は、承認証写しとともに、内容変更承認裏書の写しを提出して下さい。



## IV 解約手続き

### 1. 解約

解約とは、共済期間の中途において共済委託契約を解除することをいい、所有権若しくは占有権が異動したときなどの解約の事由が生じた場合に手続きを行います。

この場合は、本会ホームページから所定の必要事項を入力し、申込みするとともに、インターネット契約システム画面から印刷した申込総括書に委託団体長印を押印のうえ、解約する事由が発生した30日以内に都道府県町村会に必着するよう提出して下さい。

本会はこれを受理し、その事由の生じた日を共済期間の終期とした既経過期間に対する分担金を算出（月割計算）し、その金額を既に収納した分担金から差引いた残額を返戻いたします。解約返戻金は「分担金額通知書兼請求書」と「自動車損害共済委託物件解約明細書」にて当該団体へ通知いたします。

なお、車両共済、対物賠償共済、対人賠償共済ごとの共済委託をとりやめる場合、又は取付機器を抹消する場合は、契約内容の変更となりますので、内容変更により手続きをして下さい。

### 2. 解約手続の要領

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にしてください。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

#### 第8章 自動車損害共済 契約申込処理

##### 8. 1 契約申込処理

##### 8. 1. 2 ステップ1-2 (1) (申込入力) 新規・追加・変更・解約

##### ◆解約

## V 継続申込み手続き

### 1. 継続申込み

継続申込みとは、すでに共済委託契約が締結されている物件の共済期間が満了するのに伴い、引き続き委託するための契約更改の手続きのことをいいます。

継続手続きの流れとしては以下のとおりとなります。

(1) 継続月の概ね1カ月前に、継続案内『「自動車損害共済継続委託申込」について』を本会から委託団体に送付。

(2) 継続案内到着後、本会ホームページにおいて以下の作業を行なう。

①継続契約の内容を確認する。

②必要に応じ、継続契約に対して、追加・内容変更・非継続を行い、継続契約を整える。

③申込みするとともに、インターネット契約システム画面から継続総括書を印刷する。

(3) 出力した継続総括書に委託団体長印を押印のうえ、当該申込み契約の共済期間開始日の前日迄に都道府県町村会に必着するよう提出する。

(注) ①共済期間満了日の間近に申込みを行った、新規申込み、内容変更、解約については、次回契約の始期日までの期間が短いため、継続データに反映されません。この場合は、新規の場合は再度の新規申込み、内容変更の場合は内容変更になっていない継続契約を内容変更にして申込み、解約の場合は解約になっていない継続契約を非継続にして申込みをして下さい。

②共済期間は現共済契約期間の終期日を始期日とした1年間となっております。

### 2. 継続申込みの要領

具体的な入力方法については、「インターネット契約システム操作マニュアル」を参考にしてください。

※参考「インターネット契約システム操作マニュアル」

第9章 自動車損害共済 継続申込

9. 1 継続処理

## Ⅵ 共済基金分担金

共済委託団体は、毎共済期間ごとに共済責任額に応じて共済基金分担金を納めていただかなければなりません。分担金額は承認証発行時に通知いたします。

### 1. 分担金額の算出

共済基金分担金は、分担金基率表に掲げられた車両種別ごとの基準分担金に、基準共済責任額を超える共済責任額に応じた加算分担金を乗じて得た額を合算した額となります。

[計算方法]

#### (1) 共済期間1年の場合

(例)

車両種別 自家用貨物車

車両共済責任額 850万円

対物賠償共済責任額 500万円

対人賠償共済責任額 10,000万円

#### (ア) 車両共済分担金

$$\begin{array}{l} \text{基準分担金} \quad \left[ \begin{array}{l} \text{基準共済責任額を超える共済責任額} \\ \text{に応じた加算分担金} \end{array} \right] \\ 7,330円 + \left( \frac{50-20}{5} \times 520円 \right) + \left( \frac{100-50}{5} \times 420円 \right) + \left( \frac{500-100}{5} \times 210円 \right) + \\ \left( \frac{850-500}{5} \times 100円 \right) = 38,450円 \end{array}$$

#### (イ) 対物賠償共済分担金

$$\begin{array}{l} \text{基準分担金} \quad \left[ \begin{array}{l} \text{基準共済責任額を超える共済責任額} \\ \text{に応じた加算分担金} \end{array} \right] \\ 5,320円 + \left( \frac{200-100}{100} \times 1,860円 \right) + \left( \frac{500-200}{100} \times 930円 \right) = 9,970円 \end{array}$$

#### (ロ) 対人賠償共済分担金

$$\begin{array}{l} \text{基準分担金} \quad \left[ \begin{array}{l} \text{基準共済責任額を超える共済責任額} \\ \text{に応じた加算分担金} \end{array} \right] \\ 3,660円 + \left( \frac{5,000-2,000}{1,000} \times 350円 \right) + \left( \frac{10,000-5,000}{1,000} \times 170円 \right) = 5,560円 \end{array}$$

#### (2) 共済期間が短期の場合

共済期間開始日から翌月の応答日を1ヵ月として、月数を算出しますが、端日数が出た場合は1ヶ月(P143(オ)「共済期間」の欄参照)とします。算出した月数に1年間の分担金の1/12を乗じて分担金を算出します。

(例)

車両種別	自家用貨物車			
共済期間	5 カ月			
車両共済責任額	850万円	(1年間の分担金)	38,450円)	
対物賠償共済責任額	500万円	(	〃	9,970円)
対人賠償共済責任額	10,000万円	(	〃	5,560円)

(7) 車両共済分担金

$$\frac{38,450\text{円}}{12} \times 5 = 16,020^8 \text{ 円}$$

円位未満を切捨てて、1円位を10円位に切上げ、分担金は16,020円

(4) 対物賠償共済分担金

$$\frac{9,970\text{円}}{12} \times 5 = 4,154^{16}\text{ 円}$$

円位未満を切捨てて、1円位を10円位に切上げ、分担金は4,160円

(5) 対人賠償共済分担金

$$\frac{5,560\text{円}}{12} \times 5 = 2,316^{66}\text{ 円}$$

円位未満を切捨てて、1円位を10円位に切上げ、分担金は2,320円

(3) 共済責任額を内容変更により中途増額する場合

車両共済、対物賠償共済、対人賠償共済の共済責任額を中途増額する場合は、次の計算例のとおりとなります。

(例) 対人共済責任額「10,000万円」を「共済責任額無制限」に増額する場合

車両種別	自家用貨物車		
共済期間	12年4月1日から13年4月1日		
増額する日	12年6月15日		
共済期間1年の分担金	共済責任額	10,000万円	5,560円
		共済責任額無制限	6,130円

(7) 現契約の中途増額する日後の未経過分担金の算出

払込分担金－既経過分担金＝未経過分担金

$$\frac{5,560\text{円}}{12} \times 3 = 1,389^{99}\text{ 円}$$

円位未満を切捨てて、1円位を10円位に切上げ、既経過分担金は1,390円  
5,560円 - 1,390円 = 4,170円…未経過分担金

(イ) 中途増額後の分担金

共済期間終期までの月数は9カ月（9カ月と17日となりますが、1カ月に満たない端日数は切捨てます。）

$$\frac{6,130\text{円}}{12} \times 9 = 4,597^{49}\text{円}$$

円位未満を切捨てて、1円位を10円位に切上げ、新分担金は4,600円

(ウ) 分担金通知額

新分担金 - 未経過分担金 = 通知額

$$4,600\text{円} - 4,170\text{円} = 430\text{円}$$

## 2. 分担金基率表 (共済期間1年)

## (1) 車両共済基率

車 両 種 別	基 準		共済責任額が基準を超える場合の加算分担金				
	共 済 責 任 額	分 担 金	基準となる共済責任額を超え50万円までの額について5万円ごとに	50万円を超え100万円までの額について5万円ごとに	100万円を超え500万円までの額について5万円ごとに	500万円を超え1,000万円までの額について5万円ごとに	1,000万円を超える5万円ごとに
ア 自家用貨物車	20万円	7,330円	520円	420円	210円	100円	50円
イ 乗合自動車	30万円	5,970円	640円	510円	250円	120円	60円
ウ 自家用乗用車	20万円	9,160円	610円	490円	240円	120円	60円
エ 特殊用途車	20万円	6,580円	430円	350円	170円	80円	40円
オ 消防自動車	20万円	3,350円	210円	170円	80円	40円	20円
カ 軽自動車 (三輪自動車を含む)	5万円	2,820円	450円	360円	180円	90円	40円
キ 二輪自動車 (原動機付自転 車を含む)	共 済 責 任 額	分 担 金	基準となる共済責任額を超え50万円までの額について1万円ごとに	50万円を超え100万円までの額について1万円ごとに	100万円を超え500万円までの額について1万円ごとに	500万円を超え1,000万円までの額について1万円ごとに	1,000万円を超える1万円ごとに

## (自動車損害共済事務取扱要項)

## (2) 対物損害賠償共済基率

車 両 種 別	基 準		共済責任額が基準を超える 場 合 の 加 算 分 担 金			共済責任額 無 制 限
	共 済 責 任 額	分 担 金	基準となる 共済責任額 を超え200 万円までの 額について	200万円を 超え500万 円までの額 について 100万円ご とに	500万円を 超え1,000 万円までの 額について 100万円ご とに	分 担 金
ア 自家用貨物車	100万円	5,320円	1,860円	930円	460円	13,650円
イ 乗合自動車	100万円	7,390円	2,590円	1,290円	640円	18,970円
ウ 自家用乗用車	100万円	5,340円	2,150円	1,070円	530円	14,650円
エ 特殊用途車	100万円	6,650円	2,670円	1,330円	660円	18,590円
オ 消防自動車	100万円	2,340円	200円	100円	50円	3,630円
カ 軽自動車 (三輪自動車を含む)	100万円	3,450円	410円	200円	100円	5,860円
キ 二輪自動車 (原動機付自転 車を含む)	100万円	400円	120円	60円	30円	970円

## (3) 対人損害賠償共済基率

車 両 種 別	基 準		共済責任額が基準を超える 場 合 の 加 算 分 担 金			共済責任額 無 制 限
	共 済 責 任 額	分 担 金	基準となる 共済責任額 を 超 え 5,000万 円 までの額に つ い て 1,000万 円 ごとに	5,000万 円 を 超 え 10,000万円 までの額に つ い て 1,000万 円 ごとに	10,000万円 を 超 える 15,000万円 ま だ 1,000 万円ごとに	分 担 金
ア 自家用貨物車	2,000万円	3,660円	350円	170円	80円	6,130円
イ 乗合自動車	2,000万円	4,890円	400円	200円	100円	7,750円
ウ 自家用乗用車	2,000万円	3,590円	390円	190円	90円	6,440円
エ 特殊用途車	2,000万円	5,250円	580円	290円	150円	9,340円
オ 消防自動車	2,000万円	2,630円	110円	50円	20円	3,490円
カ 軽自動車 (三輪自動車を含む)	2,000万円	1,870円	120円	60円	30円	2,710円
キ 二輪自動車 (原動機付自転 車を含む)	2,000万円	1,120円	90円	40円	20円	1,810円



## (自動車損害共済事務取扱要項)

## 3. 分担金早見表 (共済期間1年)

## (1) 車両共済分担金 その1 (二輪自動車を除く。)

自動車の種類 及び用途 コード 共済責任額	自家用貨物車 (10,40)	乗合自動車 (20,21)	自家用乗用車 (30,50)	消防自動車 (80)	特殊用途車 (81,82,83,89, 90,91,99,09)	軽自動車 (01,03,06,08) 三輪自動車 (60,67)
万円	円	円	円	円	円	円
5						2,820
10						3,270
15						3,720
20	7,330		9,160	3,350	6,580	4,170
25	7,850		9,770	3,560	7,010	4,620
30	8,370	5,970	10,380	3,770	7,440	5,070
35	8,890	6,610	10,990	3,980	7,870	5,520
40	9,410	7,250	11,600	4,190	8,300	5,970
45	9,930	7,890	12,210	4,400	8,730	6,420
50	10,450	8,530	12,820	4,610	9,160	6,870
55	10,870	9,040	13,310	4,780	9,510	7,230
60	11,290	9,550	13,800	4,950	9,860	7,590
65	11,710	10,060	14,290	5,120	10,210	7,950
70	12,130	10,570	14,780	5,290	10,560	8,310
75	12,550	11,080	15,270	5,460	10,910	8,670
80	12,970	11,590	15,760	5,630	11,260	9,030
85	13,390	12,100	16,250	5,800	11,610	9,390
90	13,810	12,610	16,740	5,970	11,960	9,750
95	14,230	13,120	17,230	6,140	12,310	10,110
100	14,650	13,630	17,720	6,310	12,660	10,470
105	14,860	13,880	17,960	6,390	12,830	10,650
110	15,070	14,130	18,200	6,470	13,000	10,830
115	15,280	14,380	18,440	6,550	13,170	11,010
120	15,490	14,630	18,680	6,630	13,340	11,190
125	15,700	14,880	18,920	6,710	13,510	11,370
130	15,910	15,130	19,160	6,790	13,680	11,550
135	16,120	15,380	19,400	6,870	13,850	11,730
140	16,330	15,630	19,640	6,950	14,020	11,910
145	16,540	15,880	19,880	7,030	14,190	12,090
150	16,750	16,130	20,120	7,110	14,360	12,270
155	16,960	16,380	20,360	7,190	14,530	12,450
160	17,170	16,630	20,600	7,270	14,700	12,630
165	17,380	16,880	20,840	7,350	14,870	12,810
170	17,590	17,130	21,080	7,430	15,040	12,990
175	17,800	17,380	21,320	7,510	15,210	13,170
180	18,010	17,630	21,560	7,590	15,380	13,350
185	18,220	17,880	21,800	7,670	15,550	13,530
190	18,430	18,130	22,040	7,750	15,720	13,710
195	18,640	18,380	22,280	7,830	15,890	13,890
200	18,850	18,630	22,520	7,910	16,060	14,070

## (自動車損害共済事務取扱要項)

自動車の種類 及び用途 コード 共済責任額	自家用貨物車 (10, 40)	乗合自動車 (20, 21)	自家用乗用車 (30, 50)	消防自動車 (80)	特殊用途車 (81, 82, 83, 89, 90, 91, 99, 09)	軽自動車 (01, 03, 06, 08) 三輪自動車 (60, 67)
万円	円	円	円	円	円	円
205	19,060	18,880	22,760	7,990	16,230	14,250
210	19,270	19,130	23,000	8,070	16,400	14,430
215	19,480	19,380	23,240	8,150	16,570	14,610
220	19,690	19,630	23,480	8,230	16,740	14,790
225	19,900	19,880	23,720	8,310	16,910	14,970
230	20,110	20,130	23,960	8,390	17,080	15,150
235	20,320	20,380	24,200	8,470	17,250	15,330
240	20,530	20,630	24,440	8,550	17,420	15,510
245	20,740	20,880	24,680	8,630	17,590	15,690
250	20,950	21,130	24,920	8,710	17,760	15,870
255	21,160	21,380	25,160	8,790	17,930	16,050
260	21,370	21,630	25,400	8,870	18,100	16,230
265	21,580	21,880	25,640	8,950	18,270	16,410
270	21,790	22,130	25,880	9,030	18,440	16,590
275	22,000	22,380	26,120	9,110	18,610	16,770
280	22,210	22,630	26,360	9,190	18,780	16,950
285	22,420	22,880	26,600	9,270	18,950	17,130
290	22,630	23,130	26,840	9,350	19,120	17,310
295	22,840	23,380	27,080	9,430	19,290	17,490
300	23,050	23,630	27,320	9,510	19,460	17,670
305	23,260	23,880	27,560	9,590	19,630	17,850
310	23,470	24,130	27,800	9,670	19,800	18,030
315	23,680	24,380	28,040	9,750	19,970	18,210
320	23,890	24,630	28,280	9,830	20,140	18,390
325	24,100	24,880	28,520	9,910	20,310	18,570
330	24,310	25,130	28,760	9,990	20,480	18,750
335	24,520	25,380	29,000	10,070	20,650	18,930
340	24,730	25,630	29,240	10,150	20,820	19,110
345	24,940	25,880	29,480	10,230	20,990	19,290
350	25,150	26,130	29,720	10,310	21,160	19,470
355	25,360	26,380	29,960	10,390	21,330	19,650
360	25,570	26,630	30,200	10,470	21,500	19,830
365	25,780	26,880	30,440	10,550	21,670	20,010
370	25,990	27,130	30,680	10,630	21,840	20,190
375	26,200	27,380	30,920	10,710	22,010	20,370
380	26,410	27,630	31,160	10,790	22,180	20,550
385	26,620	27,880	31,400	10,870	22,350	20,730
390	26,830	28,130	31,640	10,950	22,520	20,910
395	27,040	28,380	31,880	11,030	22,690	21,090
400	27,250	28,630	32,120	11,110	22,860	21,270

## (自動車損害共済事務取扱要項)

自動車の種類 及び用途 コード 共済責任額	自家用貨物車 (10, 40)	乗合自動車 (20, 21)	自家用乗用車 (30, 50)	消防自動車 (80)	特殊用途車 (81, 82, 83, 89, 90, 91, 99, 09)	軽自動車 (01, 03, 06, 08) 三輪自動車 (60, 67)
万円	円	円	円	円	円	円
405	27,460	28,880	32,360	11,190	23,030	21,450
410	27,670	29,130	32,600	11,270	23,200	21,630
415	27,880	29,380	32,840	11,350	23,370	21,810
420	28,090	29,630	33,080	11,430	23,540	21,990
425	28,300	29,880	33,320	11,510	23,710	22,170
430	28,510	30,130	33,560	11,590	23,880	22,350
435	28,720	30,380	33,800	11,670	24,050	22,530
440	28,930	30,630	34,040	11,750	24,220	22,710
445	29,140	30,880	34,280	11,830	24,390	22,890
450	29,350	31,130	34,520	11,910	24,560	23,070
455	29,560	31,380	34,760	11,990	24,730	23,250
460	29,770	31,630	35,000	12,070	24,900	23,430
465	29,980	31,880	35,240	12,150	25,070	23,610
470	30,190	32,130	35,480	12,230	25,240	23,790
475	30,400	32,380	35,720	12,310	25,410	23,970
480	30,610	32,630	35,960	12,390	25,580	24,150
485	30,820	32,880	36,200	12,470	25,750	24,330
490	31,030	33,130	36,440	12,550	25,920	24,510
495	31,240	33,380	36,680	12,630	26,090	24,690
500	31,450	33,630	36,920	12,710	26,260	24,870
505	31,550	33,750	37,040	12,750	26,340	24,960
510	31,650	33,870	37,160	12,790	26,420	25,050
515	31,750	33,990	37,280	12,830	26,500	25,140
520	31,850	34,110	37,400	12,870	26,580	25,230
525	31,950	34,230	37,520	12,910	26,660	25,320
530	32,050	34,350	37,640	12,950	26,740	25,410
535	32,150	34,470	37,760	12,990	26,820	25,500
540	32,250	34,590	37,880	13,030	26,900	25,590
545	32,350	34,710	38,000	13,070	26,980	25,680
550	32,450	34,830	38,120	13,110	27,060	25,770
555	32,550	34,950	38,240	13,150	27,140	25,860
560	32,650	35,070	38,360	13,190	27,220	25,950
565	32,750	35,190	38,480	13,230	27,300	26,040
570	32,850	35,310	38,600	13,270	27,380	26,130
575	32,950	35,430	38,720	13,310	27,460	26,220
580	33,050	35,550	38,840	13,350	27,540	26,310
585	33,150	35,670	38,960	13,390	27,620	26,400
590	33,250	35,790	39,080	13,430	27,700	26,490
595	33,350	35,910	39,200	13,470	27,780	26,580
600	33,450	36,030	39,320	13,510	27,860	26,670

## (自動車損害共済事務取扱要項)

自動車の種類 及び用途 コード 共済責任額	自家用貨物車 (10, 40)	乗合自動車 (20, 21)	自家用乗用車 (30, 50)	消防自動車 (80)	特殊用途車 (81, 82, 83, 89, 90, 91, 99, 09)	軽自動車 (01, 03, 06, 08) 三輪自動車 (60, 67)
万円	円	円	円	円	円	円
605	33,550	36,150	39,440	13,550	27,940	26,760
610	33,650	36,270	39,560	13,590	28,020	26,850
615	33,750	36,390	39,680	13,630	28,100	26,940
620	33,850	36,510	39,800	13,670	28,180	27,030
625	33,950	36,630	39,920	13,710	28,260	27,120
630	34,050	36,750	40,040	13,750	28,340	27,210
635	34,150	36,870	40,160	13,790	28,420	27,300
640	34,250	36,990	40,280	13,830	28,500	27,390
645	34,350	37,110	40,400	13,870	28,580	27,480
650	34,450	37,230	40,520	13,910	28,660	27,570
655	34,550	37,350	40,640	13,950	28,740	27,660
660	34,650	37,470	40,760	13,990	28,820	27,750
665	34,750	37,590	40,880	14,030	28,900	27,840
670	34,850	37,710	41,000	14,070	28,980	27,930
675	34,950	37,830	41,120	14,110	29,060	28,020
680	35,050	37,950	41,240	14,150	29,140	28,110
685	35,150	38,070	41,360	14,190	29,220	28,200
690	35,250	38,190	41,480	14,230	29,300	28,290
695	35,350	38,310	41,600	14,270	29,380	28,380
700	35,450	38,430	41,720	14,310	29,460	28,470
705	35,550	38,550	41,840	14,350	29,540	28,560
710	35,650	38,670	41,960	14,390	29,620	28,650
715	35,750	38,790	42,080	14,430	29,700	28,740
720	35,850	38,910	42,200	14,470	29,780	28,830
725	35,950	39,030	42,320	14,510	29,860	28,920
730	36,050	39,150	42,440	14,550	29,940	29,010
735	36,150	39,270	42,560	14,590	30,020	29,100
740	36,250	39,390	42,680	14,630	30,100	29,190
745	36,350	39,510	42,800	14,670	30,180	29,280
750	36,450	39,630	42,920	14,710	30,260	29,370
755	36,550	39,750	43,040	14,750	30,340	29,460
760	36,650	39,870	43,160	14,790	30,420	29,550
765	36,750	39,990	43,280	14,830	30,500	29,640
770	36,850	40,110	43,400	14,870	30,580	29,730
775	36,950	40,230	43,520	14,910	30,660	29,820
780	37,050	40,350	43,640	14,950	30,740	29,910
785	37,150	40,470	43,760	14,990	30,820	30,000
790	37,250	40,590	43,880	15,030	30,900	30,090
795	37,350	40,710	44,000	15,070	30,980	30,180
800	37,450	40,830	44,120	15,110	31,060	30,270

## (自動車損害共済事務取扱要項)

自動車の種類 及び用途 コード 共済責任額	自家用貨物車 (10, 40)	乗合自動車 (20, 21)	自家用乗用車 (30, 50)	消防自動車 (80)	特殊用途車 (81, 82, 83, 89, 90, 91, 99, 09)	軽自動車 (01, 03, 06, 08) 三輪自動車 (60, 67)
万円	円	円	円	円	円	円
805	37,550	40,950	44,240	15,150	31,140	30,360
810	37,650	41,070	44,360	15,190	31,220	30,450
815	37,750	41,190	44,480	15,230	31,300	30,540
820	37,850	41,310	44,600	15,270	31,380	30,630
825	37,950	41,430	44,720	15,310	31,460	30,720
830	38,050	41,550	44,840	15,350	31,540	30,810
835	38,150	41,670	44,960	15,390	31,620	30,900
840	38,250	41,790	45,080	15,430	31,700	30,990
845	38,350	41,910	45,200	15,470	31,780	31,080
850	38,450	42,030	45,320	15,510	31,860	31,170
855	38,550	42,150	45,440	15,550	31,940	31,260
860	38,650	42,270	45,560	15,590	32,020	31,350
865	38,750	42,390	45,680	15,630	32,100	31,440
870	38,850	42,510	45,800	15,670	32,180	31,530
875	38,950	42,630	45,920	15,710	32,260	31,620
880	39,050	42,750	46,040	15,750	32,340	31,710
885	39,150	42,870	46,160	15,790	32,420	31,800
890	39,250	42,990	46,280	15,830	32,500	31,890
895	39,350	43,110	46,400	15,870	32,580	31,980
900	39,450	43,230	46,520	15,910	32,660	32,070
905	39,550	43,350	46,640	15,950	32,740	32,160
910	39,650	43,470	46,760	15,990	32,820	32,250
915	39,750	43,590	46,880	16,030	32,900	32,340
920	39,850	43,710	47,000	16,070	32,980	32,430
925	39,950	43,830	47,120	16,110	33,060	32,520
930	40,050	43,950	47,240	16,150	33,140	32,610
935	40,150	44,070	47,360	16,190	33,220	32,700
940	40,250	44,190	47,480	16,230	33,300	32,790
945	40,350	44,310	47,600	16,270	33,380	32,880
950	40,450	44,430	47,720	16,310	33,460	32,970
955	40,550	44,550	47,840	16,350	33,540	33,060
960	40,650	44,670	47,960	16,390	33,620	33,150
965	40,750	44,790	48,080	16,430	33,700	33,240
970	40,850	44,910	48,200	16,470	33,780	33,330
975	40,950	45,030	48,320	16,510	33,860	33,420
980	41,050	45,150	48,440	16,550	33,940	33,510
985	41,150	45,270	48,560	16,590	34,020	33,600
990	41,250	45,390	48,680	16,630	34,100	33,690
995	41,350	45,510	48,800	16,670	34,180	33,780
1,000	41,450	45,630	48,920	16,710	34,260	33,870

## (自動車損害共済事務取扱要項)

自動車の種類 及び用途 コード 共済責任額	自家用貨物車 (10, 40)	乗合自動車 (20, 21)	自家用乗用車 (30, 50)	消防自動車 (80)	特殊用途車 (81, 82, 83, 89, 90, 91, 99, 09)	軽自動車 (01, 03, 06, 08) 三輪自動車 (60, 67)
万円	円	円	円	円	円	円
1, 100	42, 450	46, 830	50, 120	17, 110	35, 060	34, 670
1, 200	43, 450	48, 030	51, 320	17, 510	35, 860	35, 470
1, 300	44, 450	49, 230	52, 520	17, 910	36, 660	36, 270
1, 400	45, 450	50, 430	53, 720	18, 310	37, 460	37, 070
1, 500	46, 450	51, 630	54, 920	18, 710	38, 260	37, 870
1, 600	47, 450	52, 830	56, 120	19, 110	39, 060	38, 670
1, 700	48, 450	54, 030	57, 320	19, 510	39, 860	39, 470
1, 800	49, 450	55, 230	58, 520	19, 910	40, 660	40, 270
1, 900	50, 450	56, 430	59, 720	20, 310	41, 460	41, 070
2, 000	51, 450	57, 630	60, 920	20, 710	42, 260	41, 870
加算額 5万円 につき	50円	60円	60円	20円	40円	40円

## (自動車損害共済事務取扱要項)

## 車両共済分担金 その2 (二輪自動車(原動機付自転車を含む))

共済責任額	二輪自動車 (70,71) 原付自転車 (75)	共済責任額	二輪自動車 (70,71) 原付自転車 (75)	共済責任額	二輪自動車 (70,71) 原付自転車 (75)
万円	円	万円	円	万円	円
3	570	36	1,890	69	3,020
4	610	37	1,930	70	3,050
5	650	38	1,970	71	3,080
6	690	39	2,010	72	3,110
7	730	40	2,050	73	3,140
8	770	41	2,090	74	3,170
9	810	42	2,130	75	3,200
10	850	43	2,170	76	3,230
11	890	44	2,210	77	3,260
12	930	45	2,250	78	3,290
13	970	46	2,290	79	3,320
14	1,010	47	2,330	80	3,350
15	1,050	48	2,370	81	3,380
16	1,090	49	2,410	82	3,410
17	1,130	50	2,450	83	3,440
18	1,170	51	2,480	84	3,470
19	1,210	52	2,510	85	3,500
20	1,250	53	2,540	86	3,530
21	1,290	54	2,570	87	3,560
22	1,330	55	2,600	88	3,590
23	1,370	56	2,630	89	3,620
24	1,410	57	2,660	90	3,650
25	1,450	58	2,690	91	3,680
26	1,490	59	2,720	92	3,710
27	1,530	60	2,750	93	3,740
28	1,570	61	2,780	94	3,770
29	1,610	62	2,810	95	3,800
30	1,650	63	2,840	96	3,830
31	1,690	64	2,870	97	3,860
32	1,730	65	2,900	98	3,890
33	1,770	66	2,930	99	3,920
34	1,810	67	2,960	100	3,950
35	1,850	68	2,990	500	11,950

〔 責任額 101～499万円は加算額 1万円につき20円  
責任額 501万円以上は加算額 1万円につき10円 〕

## (2) 対物損害賠償共済分担金

自動車の種類 及び用途 コード 共済責任額	自家用貨物車 (10, 40)	乗合自動車 (20, 21)	自家用乗用車 (30, 50)	消防自動車 (80)	特殊用途車 (81, 82, 83, 89, 90, 91, 99, 09)	軽自動車 (01, 03, 06, 08) 三輪自動車 (60, 67)	二輪自動車 (70, 71) 原付自転車 (75)
万円	円	円	円	円	円	円	円
100	5,320	7,390	5,340	2,340	6,650	3,450	400
200	7,180	9,980	7,490	2,540	9,320	3,860	520
300	8,110	11,270	8,560	2,640	10,650	4,060	580
400	9,040	12,560	9,630	2,740	11,980	4,260	640
500	9,970	13,850	10,700	2,840	13,310	4,460	700
600	10,430	14,490	11,230	2,890	13,970	4,560	730
700	10,890	15,130	11,760	2,940	14,630	4,660	760
800	11,350	15,770	12,290	2,990	15,290	4,760	790
900	11,810	16,410	12,820	3,040	15,950	4,860	820
1,000	12,270	17,050	13,350	3,090	16,610	4,960	850
無制限	13,650	18,970	14,650	3,630	18,590	5,860	970

## (3) 対人損害賠償共済分担金

自動車の種類 及び用途 コード 共済責任額	自家用貨物車 (10, 40)	乗合自動車 (20, 21)	自家用乗用車 (30, 50)	消防自動車 (80)	特殊用途車 (81, 82, 83, 89, 90, 91, 99, 09)	軽自動車 (01, 03, 06, 08) 三輪自動車 (60, 67)	二輪自動車 (70, 71) 原付自転車 (75)
万円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	3,660	4,890	3,590	2,630	5,250	1,870	1,120
3,000	4,010	5,290	3,980	2,740	5,830	1,990	1,210
4,000	4,360	5,690	4,370	2,850	6,410	2,110	1,300
5,000	4,710	6,090	4,760	2,960	6,990	2,230	1,390
6,000	4,880	6,290	4,950	3,010	7,280	2,290	1,430
7,000	5,050	6,490	5,140	3,060	7,570	2,350	1,470
8,000	5,220	6,690	5,330	3,110	7,860	2,410	1,510
9,000	5,390	6,890	5,520	3,160	8,150	2,470	1,550
10,000	5,560	7,090	5,710	3,210	8,440	2,530	1,590
11,000	5,640	7,190	5,800	3,230	8,590	2,560	1,610
12,000	5,720	7,290	5,890	3,250	8,740	2,590	1,630
13,000	5,800	7,390	5,980	3,270	8,890	2,620	1,650
14,000	5,880	7,490	6,070	3,290	9,040	2,650	1,670
15,000	5,960	7,590	6,160	3,310	9,190	2,680	1,690
無制限	6,130	7,750	6,440	3,490	9,340	2,710	1,810



#### 4. 分担金の納付方法

分担金額通知書兼請求書（第4号様式）を、承認証と同時に送付いたしますので、この分担金額通知書兼請求書を受理したら、遅滞なく分担金額通知書兼請求書記載の納付期限までに、分担金を都道府県町村会指定口座に送金し、あわせて分担金送付書（第4-2号様式）を都道府県町村会へ送付下さい。

分担金額通知書兼請求書と分担金送付書は3枚複写になっており、1枚目が分担金額通知書兼請求書、2、3枚目（本会用・都道府県町村会用）が分担金送付書となっております。

## Ⅶ 共済金（見舞金）請求手続き

### 1. 共済金（見舞金）の支払請求

共済金（見舞金）の支払請求については、共済の目的に規程第5条及び第23条に定める損害が生じたときに、細則第5号様式「自動車事故共済金請求書」に共済委託承認証（写）ならびに関係書類を添えて請求して下さい。

### 2. 共済金請求事務処理手続き

共済委託自動車にかかる損害が発生した場合における手続等は次のように行います。

#### (1) 自動車事故発生 の 報告

共済委託団体は、事故が発生した場合には、電話その他の方法等により、次の事項を速やかに都道府県町村会に報告して下さい。

ア 共済委託車両の承認証番号、登録番号、共済期間

イ 事故発生の日時、場所

ウ 事故状況と原因

エ 損害の程度と事故に対する処置

#### (2) 事故処理

都道府県町村会は共済委託団体から前記の報告を受理したときは、必要に応じて、事故発生現場に職員を派遣、事故状況の調査確認を行い、共済金等請求用紙を共済委託団体に送付のうえ、請求までの手続等の援助を行います。

損害賠償事故の場合は、委託団体の同意によって損害賠償請求権者との折衝、示談等を本会が行います。

#### (3) 共済金請求と給付

ア 共済委託団体は、前記2の共済金等請求用紙を都道府県町村会から受理し、同表紙に記載の「自動車共済金請求書類の記載例」等を参照し所用事項を記載の上、都道府県町村会へ返送して下さい。

イ 共済金（見舞金）の請求は、「共済金請求書」を作成し、都道府県町村会に提出して下さい。

ウ 本会は都道府県町村会から提出された別記関係書類を審査して共済金を決定いたします。

エ 共済金は原則として都道府県町村会を経由して共済委託団体に給付いたします。

(自動車損害共済事務取扱要項)

3. 共済金（見舞金）請求に必要な書類一覧

区 分	車両共済	対 物	対 人	自損事故	公務災害 見 舞 金	対人賠償 見 舞 金
1 自動車事故共済金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2 事故証明書（自動車安全運転センターの証明書）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3 自動車事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4 示談書	○	◎	◎			○
5 医師診断書（死亡の場合は死亡診断書）			◎	◎	◎	◎
6 診療報酬明細書			◎	◎	◎	
7 看護料、交通費等の明細書及び領収書			○			
8 休業損害証明書			○			
9 修理見積書又は請求書、領収書	◎	◎				
10 車両引揚、牽引、運搬費請求書、領収書	○	○				
11 休車補償費請求明細書及び領収書		○				
12 代替車借上請求明細書及び領収書		○				
13 共済委託車両事故写真	◎					
14 被害車両又は物件の事故写真		◎				
15 公務災害補償法に基づく認定通知					◎	
16 個人情報の取扱に関する同意書		◎	◎			
17 振込口座指図書	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18 共済委託承認証	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19 自賠責保険損害賠償額支払通知書又は自賠責保険支払証明書			◎		○	
20 戸籍謄本（自損事故・公務災害見舞金の受給者死亡の場合）				◎	◎	
21 その他関係書類	○	○	○	○	○	○

(注) 1. ◎印は原則として常に必要な書類です。

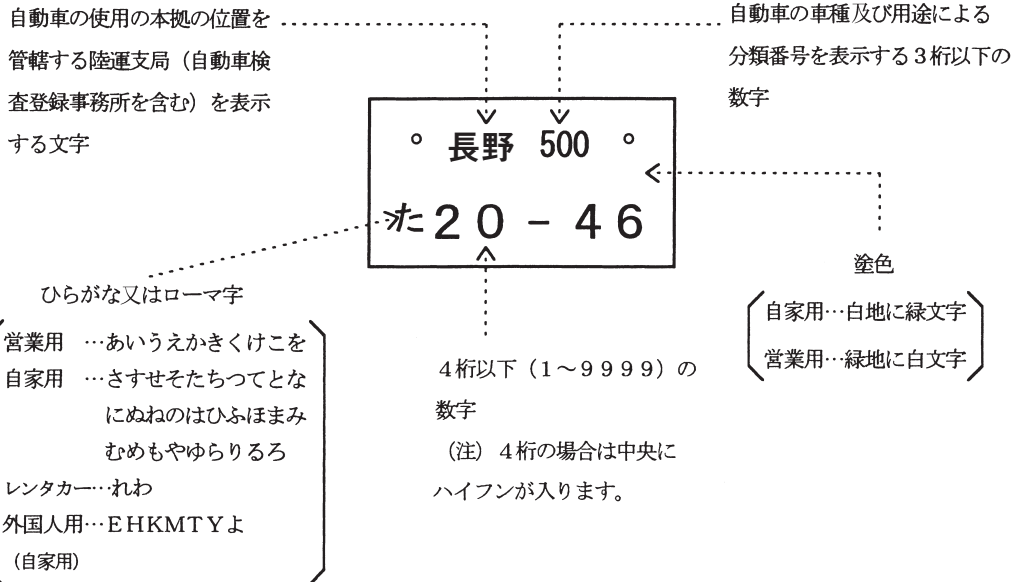
2. ○印は場合によって必要な書類です。

3. 上記の書類以外にも必要があれば他の書類を提出して頂くことがあります。

(参考) ナンバープレートの見方

1. 自動車登録番号

(例：小型乗用車)

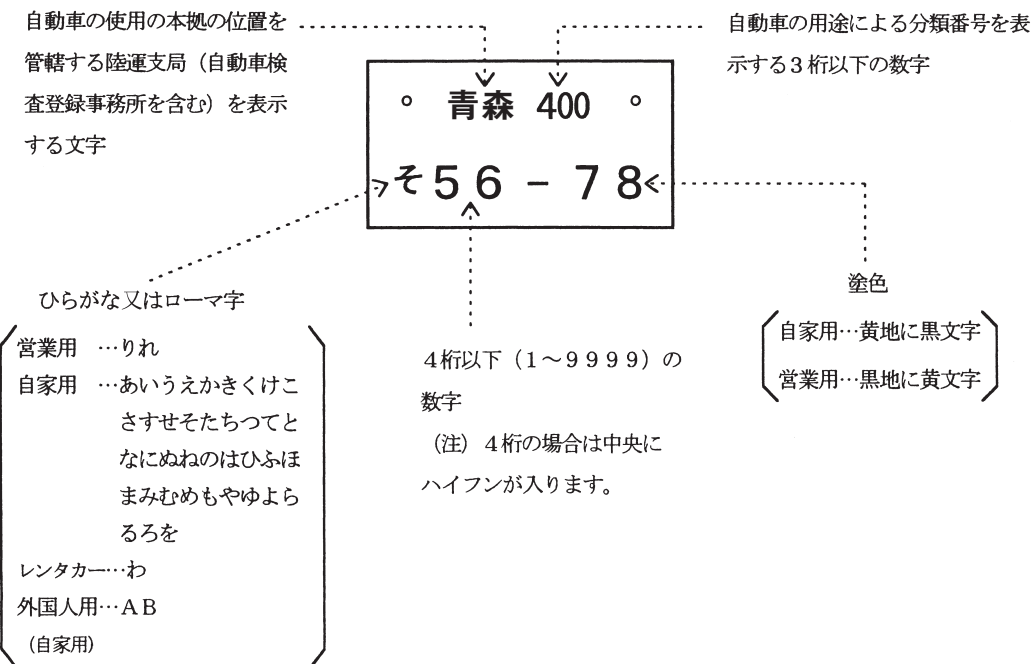


2. 車両番号標

(1) 軽自動車

1) 検査対象軽自動車

(例：軽四輪貨物車)

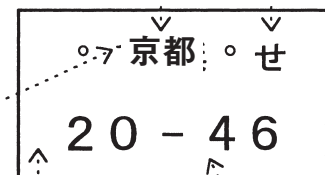


2) 検査対象外軽自動車

(例：二輪自動車)

自動車の使用の本拠の位置を  
管轄する陸運支局（自動車検  
査登録事務所を含む）を表示  
する文字

自動車の用途による分類番号  
を表示する2桁以下の数字



塗色

（自家用…白地に緑文字）  
（営業用…緑地に白文字）

ひらがな又はローマ字

営業用 …りれ  
自家用 …あいうえかきくけこさ  
すせそたちつてとなに  
ぬねのはひふほまみむ  
めもやゆよらるろを  
レンタカー…わ  
外国人用…AB  
(自家用)

4桁以下（1～9999）の  
数字  
（注）4桁の場合は中央に  
ハイフンが入ります。

(2) 小型二輪自動車

(例：二輪自動車)

自動車の使用の本拠の位置を  
管轄する陸運支局（自動車検  
査登録事務所を含む）を表示  
する文字



塗色

（自家用…白地に緑文字、緑枠）  
（営業用…緑地に白文字、白枠）

ひらがな又はローマ字

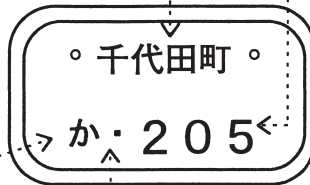
営業用 …ゆりれ  
自家用 …あいうえかきくけこさ  
すせそたちつてとなに  
ぬねのはひふほまみむ  
めもやらるを  
レンタカー…ろわ  
外国人用…ABEHKMTYよ  
(自家用)

4桁以下（1～9999）の  
数字  
（注）4桁の場合は中央に  
ハイフンが入ります。

### 3. 標識番号標

(例：原動機付自転車)

標識番号を交付した市、  
特別区及び町村名



原則として3桁の数字。ただし、  
3桁で表示できない場合は4桁  
(1～9999)の数字

ひらがな文字

原則として以下のとおりです。

あいうえ× なにぬねの らりるれろ  
かきくけこ はひふ×ほ わ×××を  
さ×すせそ まみむめも  
たちつてと や×ゆ×よ

塗色

①原動機付自転車

50CC以下・・・・・・・・・・白地に濃紺文字  
50CC超～90CC以下・・・・黄地に濃紺文字  
90CC超～125CC以下・・桃地に濃紺文字  
三輪以上、20CC超～50CC以下  
・・・・・・・・薄青地に濃紺文字

(注) 課税対象外の物は白地に赤文字

②小型特殊自動車

薄緑地に濃紺文字

## 自動車損害共済に関する質疑・回答集

この質疑・回答集は、規程の用語又は解釈がわかりにくいものや、委託団体からよくある質問をまとめたものです。

しかしながら、規程の全てについて網羅して説明をすることは難しいことから、この規程に定めない事項につきましては、規程第2条による「保険法」の定めによるものとするほか、共済金・見舞金の給付にあたっては、一般の自動車保険約款の例によるものいたします。

### I 共済委託（加入）の対象の範囲

問1. 本共済に委託できるのはどの範囲の自動車か。

また、最近、地方公共団体においては行政の多様化、合理化等に伴って、民間保有自動車の借上げるケースの自動車の共済委託の取扱いはどうなるのか。

答 規程第3条による共済委託団体が現に管理、使用している自動車及び委託団体が管理、使用している間に生じた損害について、直接委託団体が負担することを条件とし、消防活動、除雪のために臨時に借上げて使用することを約した民間自動車が加入対象となる。

地方公共団体が消防活動等特定の行政目的遂行のため民間保有自動車を借上げて使用する場合には、次の要件を具備していることにより、規程第4条第2項に該当する自動車として取扱うこととしている。

① 借上げを行う自動車について、当事者間において（賃）貸借契約を締結したものであること。

この場合の契約内容は借上げ目的により異なるが、一般的には次のとおりである。

ア 前文

イ 賃借車両の種類

（車名、年次、型式、車台番号、登録番号、附属品など）

ウ 使用目的

エ 賃借期間

オ 賃借料

カ 賠償、任意保険料

キ 借受者の義務

ク 貸主者の義務

ケ その他

② 借上げ自動車については、公用車管理規程等に基づき、適正な管理、使用が行われていること。

問2. 行政の多様化、合理化に伴い、地方公共団体所有の自動車を業務委託先等に貸与するケースの取扱いは、どうなるのか。

答 地方公共団体が業務委託又は社会福祉事業の行政目的を遂行するため、当該地方公共団体所有の自動車を業務委託先等へ貸与する場合は、次の要件を具備することにより、規程第4条第1項に該当する自動車として取扱うこととしている。

① 業務の委託を書面により約しているもの及び行政目的を遂行するため業務として自動車の貸借（使用）を書面により約しているものであること。

(貸借契約の様式は、問1①の(賃)貸借契約の要件を準用)

② 当該地方公共団体が貸与自動車の使用状況を業務報告等により管理していること。

③ 自動車を運転する者は、原則として業務委託団体の職員及び行政目的を遂行するための業務を行う者であること。

問3. 消防自動車には被けん引車が連結されていて消防活動するが、この車もあわせて共済の目的として委託してもよいか。もし承認された場合に、たとえば水害等の場合これを消防車から離して材料運搬等に使用することがあるが、この場合、この車に生じた損害は共済の対象となるか。

答 消防自動車の被けん引車は、消防車の一部として扱うことになる。また、設問のように、被けん引車としてではなく、取りはずして単独に一般運搬車として使用した場合の損害事故については、原則として共済の対象にならない。

問4. 消防自動車に付属した諸工具類は委託の対象となるか。

答 消防車の場合、消防活動に必要な付属品はこれを消防車の一部とみなすこととなる。また、自動車が運行に必要な携行工具（ジャッキ、クランク等）の類も委託の対象となる。

(注) 一般自動車共済の実務上では、一般的に自動車の専用品として定着されているラジオ、時計、ヒーター、クーラー、ステレオ（テープは除く）など、また装備されている標準工具、スペアタイヤ（1本）は、通常の自動車の付属品として共済目的に含まれる。

なお、装飾品（マスコット類、クッション、花ビン、膝掛等）は運転に必要な付属品以外の物であるので、共済目的には含まれない。



## II 委託手続及び分担金

問1. 共済委託車両の車両見積価額の定め方は、取得価格から乗合自動車及び消防自動車ならびに特殊工作車にあつては年間10%、それ以外の乗用車等にあつては年間15%の経年による減価損を差引いた残額とすることとなっているが、これと時価額の関係はどのようになるか。

答 年間10%～15%の経年による減価額を差引いて算出した車両見積価額は通常の場合時価額を上回る額となるが、これを車両見積額とみなし、全損の場合は改めて事故前見積額を徴することなく、当該車両見積額が支払われることとなる。

問2. 共済委託車両を期間の途中で買い替えた場合、当該通知により残存期間について共済されることとなるか。

答 内容変更通知書により変更手続きをすることによって、残存期間について共済することとなる。

## III 共済責任の範囲等

問1. 規程第5条の共済の種類に述べる責任の範囲とその危険負担の条項について簡単に説明されたい。

答 本条項は、共済事業の負担すべき危険の前提条件を具体的に規定したもので、その損害の原因とする事故は全て偶発することを要することとなっている。それぞれ車両自体の損害及び賠償損害についての内容を明瞭とするための規定である。

問2. 車両共済の目的につき生じた損害に対する共済について説明されたい。

答 車両損害は、次の1から3の事故による損害額が全損の場合を除き、1回の事故によって生じた損害額が10,000円以上の場合にその損害をてん補することとし、この金額に達しない事故は免責とした。

1. 衝突、墜落又は転覆による直接の損害

2. 火災（機関から発生した場合を含む）による直接の損害

ガレージに収容中及び運転中を問わず、火災による損害は全て共済の対象となる。しかし、エンジン加熱による配線の燻損とか、タバコの火による焦損は火災に該当しないので共済の対象とならない。

3. 盗難による損害

自動車の盗難事故は窃盗又は強盗により車体の全部あるいは車体の一部とみなされる付属品、例えばバッテリー、タイヤ、備付ラジオ、時計、工具等を持ち去られたことによる損害である。

盗難事故による共済金の支払を受けた後、盗難の自動車又は部分品が発見された場合、

その発見が共済金受領の日から60日以内のときは、委託団体は既に受けとった共済金を返戻して、これを回復することができる。なお、上記の場合委託団体は、盗難中におきた車両の損害があれば、これについて共済金を請求することができる。

問3. 規程第12条関係の「本会による援助」、「本会による解決」、「損害賠償請求権者の直接請求権」について説明されたい。

答 「本会による援助」とは、委託団体が行う折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手續等に対する協力行為を意味する。

「本会による解決」とは、委託団体に対して従来から行っている前記した援助に加えて、てん補責任を負う限度内において、委託団体の同意を得て、委託団体のために被害者（損害賠償請求権者）と折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手續（弁護士を選任を含む）を行うものである。

「損害賠償請求権者の直接請求権」とは、損害賠償請求権者（相手被害者）が事故により被った損害賠償を請求するにあたり、本会に対して直接請求できる権利のことである。

問4. 対人賠償共済の範囲について説明されたい。

併せて、規程第15条第3号に規定されている「委託団体の業務に従事中である当該団体の職員で、地方公務員災害補償法等に基づく公務災害補償制度により補償を受くべき者の生命又は身体を害したことによる損害賠償義務」について、損害賠償共済の対象外となっていること、また、関連の規程第27条第1項の公務災害見舞金について説明されたい。

答 対人賠償共済は、自動車事故により他人の生命・身体に与えた損害について、車内・車外を問わず給付の対象とする。

規程第15条第3号に規定の「当該団体の職員で、地方公務員災害補償法等に基づく公務災害補償制度により補償を受くべき者」については、当該団体が地方公共団体の場合にあつては、地方公務員災害補償法の規定による地方公務員災害補償基金の補償を受けることができる当該団体の職員に対する対人賠償義務については本共済の対象外となるが、この場合は、規程第27条第1項の公務災害見舞金の対象となる。

公務災害見舞金については、上記のほか、地方公務員災害補償法の規定による地方公務員災害補償基金の補償を受けることができる当該団体の職員が当該自動車事故によって身体に傷害を被った場合も対象となる。なお、地方公共団体以外の委託団体については、地方公共団体に準じて適用する。

問5. 規程第15条第3号により次の場合は免責となるか説明されたい。

A町の職員（甲車、本会契約）が、A町に通勤途中の職員所有車両（乙車）に衝突、甲車職員及び乙車職員が負傷した。（両職員とも地方公務員災害補償基金の補償を受けるこ

とができる職員)

答 甲車の起こした事故による被害者(乙車に搭乗の職員)の賠償損害は、本自動車共済の規程に基づき、A町の業務に従事中で公務災害補償制度により補償を受くべき乙車搭乗者に対する対人賠償共済金は免責となる。なお、公務災害見舞金の規程によって見舞金は給付されることとなる。

## Ⅵ 共済金の給付

問1. 公有自動車の車種、用途の増加に伴い、各種団体や住民からマイクロバスや特殊用途車の一時借用希望が増え、町村当局としても行政推進上できるだけ便宜をはかりたいと考えている。このようなスポット的貸出しによって事故が発生した場合、共済金支払の対象となるか。

答 本共済事業は、公有自動車が公務に使用されることを前提として運営しており、公務に使用中の事故等を対象としているが、最近の地方行政は地域住民に対する行政サービスの強化等により行政事務が多様化してきている。

このような状況のもとで、個々の事例を判定することは、取扱上、公平を欠くことにもなりかねないので、公有自動車のスポット(短期)貸出しについては、その管理・使用について町村当局の適正な管理体制が講じられることを前提として対象とする。

① 公有車管理規程等に基づいて貸出されるもので、貸出し簿等により使用状況等を掌握し、適切な指導、管理が行われている場合。

② 上記管理規程等が制定されていない町村については、事前に使用許可申請を徴し行政遂行上あるいは公益性の観点から町村長が適当と認め許可した場合。

なお、これら貸出中に生じた事故にかかる共済金の請求にあたっては貸出記録簿又は使用許可書等の(写)の添付を要する。

問2. 自動車共済の車両共済に加入し、本会の建物災害共済事業にも収容品として委託している公有自動車が、火災により損害を蒙ったとき双方から共済金の支給が受けられるか。

答 自動車損害共済においては、格納中の火災・格納場所以外における火災による被災を問わず共済金支払対象となるが、その自動車が自動車損害共済と建物災害共済に二重加入した場合の支払いについては次のような処理とする。

イ 格納中の火災の場合は、建物災害共済で優先して支払う。

ロ 格納場所以外における火災によって被災した場合は、自動車共済のみにより支払われる。

問3. 自動車事故における法律上の賠償義務に基づく対人損害賠償について説明されたい。

答 規程第10条の「法律上の損害賠償義務」とは、次のようなものである。

ア 積極的損害

被害者が現実に支出し又は将来確実に支出しなければならない費用のたぐいで、たとえば治療費・入院費・交通費・通信費などで、この外医師の指示により要した、義手・義足の費用等交通事故と相当因果関係に立つ損害がこれにあたる。

イ 消極的損害

被害者が生きていれば、あるいは受傷により稼働能力を喪失しなければどれだけ収入があったか、又は治療期間中勤めを休んだため給与が停止された場合、又は店を休業したため本来当然得られたであろうところの収入が得られなかった場合の利益についての損害及び肉体的苦痛に対する慰謝料がこれにあたる。

問4. 自損事故共済制度の適用を受ける条件及び類別について説明されたい。

答 (1) 自損事故の条件としては、

共済加入自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故によって、運転者（運転補助者を含む）および搭乗中の者が死傷を受け、かつ、自賠法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないこと。

(2) 自損事故の形態としては次が考えられる。

ア 単独事故（自爆事故）

イ 自動車との衝突事故で、相手車が自賠法第3条ただし書きの無責の3条件を立証した事故

ウ 共済委託自動車による、運転者、保有者等の事故（自車に轢かれた等）

エ 共済委託自動車の運行中の飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発又は共済委託自動車の落下による事故

問5. 本事業に委託している同一町村の所有する甲車と乙車が衝突事故を起した場合は、車両損害共済及び対物損害賠償共済でどのようにてん補されるか。

答 対物損害賠償（車両）は同一団体間の事故であるため発生しない。

車両共済は甲・乙両車について共済金支払いの対象となる。

問6. 本共済事業に共に委託している甲町車の運転の過失により乙町車と衝突事故を起した場合の共済金の請求について説明されたい。

答 双方の責任割合によって示談し、賠償金を受け、損害を修理することとなる。損害賠償金については、本会に対して請求ができる。賠償金が損害額より少額の場合は、その差額につき車両共済金を受けることができる。

問7. 車両損害の場合で他人から損害賠償を受ける決定があった場合、その他人に賠償力がない場合どうなるか。また、他人が賠償しても共済金の支給を受けることができるか。

答 他人の不法行為による損害の場合は、被害町村に損害賠償請求権がある。したがって、規程第40条第1項第4号において、請求権の行使又は保存に必要な手続きが町村に義務づけられている。

他人から損害賠償を受けることの決定があった場合は、町村としては、あくまで賠償金の支払いを受けられるよう手段を尽すべきである。もし、法的手段によっても、なおかつ賠償金の全部又は一部の支払を受けることができない場合は、共済金支払の対象となり得るものである。

また、他人より受けた賠償金額が、損害額の一部である場合には、この差額について車両損害共済金を支払うこととなる。

問8. 自動車が道路から転覆してその付近の農作物に直接被害を与えた場合（その車が倒れた部分）は、その損害自体は共済の対象となると思うが、その自動車を引き上げるために、その付近の農作物等により多くの損害を与えた場合は共済の対象となるか。

また、他人の家畜に与えた損害はどうか。

答 設問の農作物、家畜に与えた損害については共済金支払の対象となる。

なお、自動車を引き上げるために、農作物等の損害が拡大した場合には、引き上げ業者の責任も発生すると考えられるので、事案ごとの判断が必要である。

問9. 自動車損害修繕における塗装費用の制限について説明されたい。

答 自動車の塗装費用に対する共済金支払は次のとおりである。

ア 塗装費用については、これを工賃とみなし控除を行わない。

イ 損傷部分だけでなく、他の部分も塗装した場合にはその部分は対象外とする。

問10. 自動車の盗難の際の共済金請求方法について説明されたい。

答 自動車が盗難にあった場合には、直ちに警察署に「盗難被害届」を提出し、共済金請求の際は「盗難被害届（写）」を添えて請求されたい。なお、陸運事務所にする登録抹消手続きの終了後は、速やかに「登録抹消証明」（廃車証明）を提出されたい。

なお、盗難による損害共済金を支払った後、60日以内に、自動車が発見されたときは、既に受取った損害共済金を本会に戻したうえ、その返還を受けることができる。

## V 共済金を給付しない損害

問1. 運転手の重大な過失による免責について説明されたい。

答 規程第13条共済不てん補条項において「運転中における運転手又は助手の重大なる過失を除く」と規定している。

自動車事故においては、その大部分が運転手又は助手の過失によるものであり、これを全て免責とすると共済の対象になる事故がごく一部となり、共済委託の意義が極めてせま

いものになるので規定したものである。

問2. 「共済の目的に存在した瑕疵又はその磨滅、腐 その他の自然の消耗」 — (例、ブレーキの磨耗、ボルトのゆるみ等) の存在に気付かずに運転中それによって生じた事故の車両損害に対しては共済の対象となるか。

答 本号の規定する損害は、偶然なる外来の事故による損害でないとの理由で免責としている。

しかしながら、瑕疵又は自然の消耗は通常の検査では容易に発見されないものであるから実務上は、瑕疵又は自然の消耗自体の減価損害のみを免責とし、それによる他の損害は有責としている。

問3. 規程第15条第1号にいう「共済の目的に積載した財物について生じた損害に対して負担した損害賠償義務」について説明されたい。

答 積載貨物に対する賠償責任を不てん補としたもの。

貨物については、運送契約あるいは保管責任の内容が当事者間で様々であり、その賠償責任をてん補することは契約の内容により賠償額の認定に困難が生じるためである。

## VI 損害額の決定

問1. 車両共済は、全損の場合を除き1回の事故によって生じた損害額が10,000円以上の場合に共済金を給付するとあるが、共済金の算定方法を例示されたい。

答 車両共済の損害てん補については比例てん補方式をとることになっている。

共済責任額が、共済目的見積価額より少額るときはいわゆる一部共済であって、委託者が分担金の節約をはかるため、共済の目的につき生ずることのある損害に対し、一部を事業者に依存し、分担金の節約分に相当する損害については自らの負担としているという考え方である。このことから、損害額に対する共済金は共済責任額の共済目的見積価額に対する割合によって定めることとなっている。(共済責任額 ≤ 共済目的見積価額の場合)

共済金算定の方式は、次のとおりである。

$$\text{損害総額} \times \frac{\text{共済責任額}}{\text{見積価額}} = \text{共済金 (円未満四捨五入)}$$

(注) 損害総額は10,000円以上であること。

問2. 対物・対人賠償共済のうち、他人の生命、身体等に与えた損害の範囲について説明されたい。

答 対物・対人賠償共済金は、法律上の損害賠償義務の範囲としているが、民法416条に規定する賠償の範囲は、原則として「通常生ずべき損害の賠償」に限られ、「特別事情による損害」についても「予見しまたは予見し得べかりし」場合には賠償の対象とすることと

なっている。実務的には「加害者と被害者の利益をおしはかって、誰にどんな損害を負担させるのが公平であるか」という、損害賠償制度本来の趣旨からみて、次の3点の基準に照して、各ケース毎に個別的具体的に判断していくこととなり、裁判例を認定の基本とする。

- ① 必要性——被害者の治療費等の出費が、被害者の負傷を回復する上に必要であったか。
- ② 相当性——必要があるとしても、被害者の社会的地位、生活程度又は一般の価格からして相当であったか。
- ③ 合理性——必要性、相当性があったとしても、普通の人が交通事故による賠償として、一般的に納得できるものか。

## VII その他の事項

問1. 消防活動に海水を使用中のところ、砂利等の吸引によって生じたポンプの損害は共済金支払の対象となるか。

答 消防車の籐籠、吸水管からは砂利等は吸引されないように装置がなされているので設問の場合は、籐籠の破損による場合と考えられる。

消防車の整備によって、この種の事故は極めて少ないと考えられるが、事実生じた損害については共済の対象となる。

問2. 緊急自動車を運転する場合の注意義務について説明されたい。

答 緊急自動車といえども、交差道路が優先道路又は明らかに広い道路である場合に徐行する義務、交差点において他の車両等に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行する義務、一時停止の指定場所を通行する場合は徐行する義務などの注意義務を負っている。

問3. 自動車事故のうち、特に車体損害事故は、損害額の算定をめぐってクレームが発生しやすい。この場合、損害算定の円滑化をはかるため車体損害の査定を主としたアジャスター(鑑定人)を利用してもよいか。また、アジャスターに要する経費はどのようになるか。

答 車体損害額が概ね30万円以上と見込まれるもので、車体損額の算出に疑義が生じ、妥当、公正さを確保する必要が生じた場合、アジャスターの立会調査を依頼してもよい。ただし、本会の事前承認を必要とする。